

平成24年 6 月18日開会

平成24年 6 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	平成24年度徳島県一般会計補正予算（第2号）	1頁
第 2 号	平成24年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	5
第 3 号	徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について	7
第 4 号	食品衛生法施行条例の一部改正について	15
第 5 号	徳島県政策創造関係手数料条例の制定について	19
第 6 号	徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正について	21
第 7 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	23
第 8 号	徳島県税条例の一部改正について	27
第 9 号	徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について	29
第 10 号	特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	31
第 11 号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	33
第 12 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の制定について	35
第 13 号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	37
第 14 号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	39
第 15 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について	41
第 16 号	徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事のうち建築工事の請負契約について	43
第 17 号	財産の取得について	45
第 18 号	関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	47
第 19 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の制定について	49
第 20 号	訴えの提起について	57
報告第1号	平成23年度徳島県継続費繰越計算書について	59

報告第2号	平成23年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	61頁
報告第3号	平成23年度徳島県事故繰越し繰越計算書について	69
報告第4号	平成23年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について	71
報告第5号	平成23年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	73
報告第6号	平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について	75
報告第7号	平成23年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について	77
報告第8号	平成23年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について	79
報告第9号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	81
報告第10号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	83
報告第11号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	85
補正予算説明		
1	平成24年度徳島県一般会計補正予算（第2号）説明書	89
(1)	歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書	89
1	総括	89
2	歳入	93
3	歳出	101
2	平成24年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）説明書	113

第 1 号

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

平成24年度徳島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,529,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ460,024,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 51,797,394	千円 907,250	千円 52,704,644
	2 国庫補助金	22,301,887	906,000	23,207,887
	3 委託金	1,023,969	1,250	1,025,219
12 繰入金		83,664,411	1,549,606	85,214,017
	2 基金繰入金	26,680,347	1,549,606	28,229,953
13 繰越金		1,136,000	68,000	1,204,000
	1 繰越金	1,136,000	68,000	1,204,000

14 諸 収 入		14,334,441	5,000	14,339,441
	4 貸付金元利収入	3,886,028	5,000	3,891,028
歳 入	合 計	457,495,000	2,529,856	460,024,856

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 22,838,523	千円 53,000	千円 22,891,523
	1 総務管理費	11,944,279	11,000	11,955,279
	2 企画費	4,433,209	42,000	4,475,209
3 民 生 費		56,148,574	1,032,606	57,181,180
	1 社会福祉費	41,564,111	536,206	42,100,317
	2 児童福祉費	8,720,975	496,400	9,217,375
4 衛 生 費		21,338,932	1,373,000	22,711,932
	1 公衆衛生費	5,940,684	68,000	6,008,684
	2 環境衛生費	2,274,577	1,305,000	3,579,577
5 労 働 費		6,125,991	70,000	6,195,991
	1 労政費	4,765,309	70,000	4,835,309

10 教 育 費		84,709,077	1,250	84,710,327
	7 保 健 体 育 費	873,554	1,250	874,804
歳 出	合 計	457,495,000	2,529,856	460,024,856

第 2 号

平成24年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成24年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 建設改良工事 マリンピア沖洲太陽光発電所建設事業		735,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,016,974千円」を「不足する額2,751,974千円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,048千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,459千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,102,549千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,855,138千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	2,303,929千円	735,000千円	3,038,929千円
第1項 建設改良費	1,788,990千円	735,000千円	2,523,990千円

平成24年6月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第三号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

八十五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第一項の規定に基づき製品検査命令に係る検査	徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）第七条第二項に規定する金額
八十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づき飲食店営業の許可の申請に対する審査	一万六千円（その形態により食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第三条ただし書の規定の適用を受ける営業（以下「特殊営業」という。）のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては八千八百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては一万七千円）
八十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づき喫茶店営業の許可の申請に対する審査	九千六百円（特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては五千二百円、その他の営業に係る許可の申請に係る

八十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	審査にあつては六千四百円) 一万四千元(特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては七千七百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては九千三百円)
八十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
九十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
九十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	二千元
九十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	二千元
九十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	二千元
九十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	九千六百元
九十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	九千六百元(特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては五千二百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては六千四百円)
九十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	二千元
九十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	九千六百元(特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、六千四百円)
九十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業	二千元

の許可の申請に対する審査	
九十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	九千六百元（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、六千四百円）
百 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	二万円
百一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円
百二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	二万円
百三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	二万円
百四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	二万円
百五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	二万円（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、一万四千元）
百七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	二万円
百九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくマーガリン又はシヨートニング製造業の許可の申請に対する審査	二万円
百十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円
百十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく醬油 ^{とろ} 製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円

可の申請に対する審査	
百十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円
百十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円
百十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	一万千円
百十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	一万千円
百十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	一万千円
百二十 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定に基づく理容所の検査	一万六千円
百二十一 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第二条第一項の規定に基づく興行場の許可の申請に対する審査	一万四千元（仮設興行場に係る許可の申請に係る審査にあつては、七千円）
百二十二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	一万二千元
百二十三 旅館業法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	七千四百円
百二十四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	一万二千元

百二十五 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第三条第二項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	一万九千円
百二十六 化製場等に関する法律第三条第一項（同法第八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（同法第八条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査	一万二千元
百二十七 化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	六千円
百二十八 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査	一万六千円
百二十九 クリーニング業法第六条の規定に基づくクリーニング師の免許	五千六百元
百三十 クリーニング業法第七条第一項の規定に基づくクリーニング師試験の実施	七千円
百三十一 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百二十三号）第一条第二項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正	二千九百元
百三十二 クリーニング業法施行令第一条第三項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付	三千四百円
百三十三 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条又は第十八条の規定に基づく犬の抑留中の飼養管理及びその返還	一頭につき、七百元に抑留の日数を乗じて得た額と二千三百円との合計額
百三十四 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第四条第一項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一万二千元
百三十五 と畜場法第四条第一項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一万円
百三十六 と畜場法第十四条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣畜のと殺又は解体の検査	イ 牛 次に掲げる牛の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 生後一年以上の牛 一頭につき八百円 (2) 生後一年未満の牛 一頭につき五百円 ロ 馬 次に掲げる馬の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 体重が二百キログラムを超える馬 一頭につき八百円

<p>百三十七 美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第十二条の規定に基づく美容所の検査</p>	<p>(2) 体重が二百キログラム以下の馬 一頭につき四百円</p> <p>ハ 豚、めん羊又は山羊 一頭につき三百円</p>
<p>百三十八 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理についての定期に行う検査</p>	<p>一万六千円</p> <p>一簡易専用水道につき一万五千円（実地検査以外の方法による検査にあつては、二千円）</p>
<p>百三十九 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第三条の規定に基づく製菓衛生師免許</p>	<p>五千六百元</p>
<p>百四十 製菓衛生師法第四条第一項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施</p>	<p>九千四百円</p>
<p>百四十一 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第百八十七号）第五条第一項の規定に基づく免許証の書換え交付</p>	<p>二千八百円</p>
<p>百四十二 製菓衛生師法施行令第六条第一項の規定に基づく免許証の再交付</p>	<p>三千五百円</p>
<p>百四十三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第一号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>三万五千円</p>
<p>百四十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第二号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>三万五千円</p>
<p>百四十五 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第三号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>三万五千円</p>
<p>百四十六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第四号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>三万五千円</p>
<p>百四十七 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第五号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>三万五千円</p>
<p>百四十八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第二項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>三万五千円</p>
<p>百四十九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第七号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>三万五千円</p>
<p>百五十 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境</p>	<p>四万五千円</p>

<p>衛生総合管理者（同項第八号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p> <p>百五十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定に基づき食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査</p> <p>百五十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定に基づき食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>百五十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定に基づき食鳥検査</p> <p>百五十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定に基づき確認規程の認定の申請に対する審査</p> <p>百五十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定に基づき確認規程の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>一万九千円</p> <p>一万円</p> <p>一羽につき三円（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）に行う食鳥検査にあつては、四円）</p> <p>五千五百円</p> <p>二千三百円</p>
<p>別表第一の備考に次の二号を加える。</p>	
<p>三 食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づき許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の八十六の項から百十九の項までの手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、それぞれこれらの項に定める金額の十分の九に相当する金額とする。</p>	
<p>四 この表の百二十七の項の事務について、一個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づき動物の飼養又は収容の許可の申請が行われるときは、これらの申請は、一件の申請とみなす。</p>	
<p>別表第二に次のように加える。</p>	
<p>七 別表第一の百五十三の項の事務</p>	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関</p>
<p>附 則</p>	
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

提案理由

組織の再編に伴い、徳島県危機管理関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第一条の二 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - 二 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 令第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第一の第一の五のIIの(五)中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第二項第一号ト」を「食品衛生法第十九条第二項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号」に改め、同表の第六の四を次のように改める。

四 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項の規定による通知を受けた同項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合は、同条第二項に規定する期間、食品に直接接触する作業以外の業務に従事させること。

別表第二の第二の一の4中「配ぜん台又は配ぜん棚」を「配膳台又は配膳棚」に改め、同一の6中「ふた」を「蓋」に改め、同一に次のように加える。

- 8 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売するものをいう。以下同じ。）を加工し、又は調理する場合にあつては、次の要

件を満たすこと。

- (一) 生食用食肉を加工し、又は調理する場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
- (二) 生食用食肉の加工又は調理に使用する器具の洗浄及び消毒のための専用の設備として、摂氏八十三度以上の温湯を給湯できる設備その他の設備を設けること。
- (三) 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。
- (四) 生食用食肉に接触する作業台その他の設備及び器具は、専用のものを備えること。
- (五) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設け、温度を正確に測定することができる装置を備えること。
- (六) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌後の冷却を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第二の第二の十一に次のように加える。

3 生食用食肉を加工する場合にあつては、次の要件を満たすこと。

- (一) 生食用食肉を加工する場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
- (二) 生食用食肉の加工に使用する器具の洗浄及び消毒のための専用の設備として、摂氏八十三度以上の温湯を給湯できる設備その他の設備を設けること。
- (三) 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。
- (四) 生食用食肉に接触する作業台その他の設備及び器具は、専用のものを備えること。
- (五) 生食用食肉の加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設け、温度を正確に測定することができる装置を備えること。
- (六) 加熱殺菌後の生食用食肉の冷却を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第二の第二の十二に次のように加える。

5 生食用食肉を加工し、又は調理する場合にあつては、次の要件を満たすこと。

- (一) 生食用食肉を加工し、又は調理する場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
- (二) 生食用食肉の加工又は調理に使用する器具の洗浄及び消毒のための専用の設備として、摂氏八十三度以上の温湯を給湯できる設備その他の設備を設けること。
- (三) 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。
- (四) 生食用食肉に接触する作業台その他の設備及び器具は、専用のものを備えること。

- (五) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設け、温度を正確に測定することができる装置を備えること。
- (六) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌後の冷却を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の第二の一に8を加える改正規定、同表の第二の十一に3を加える改正規定及び同表の第二の十二に5を加える改正規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令により食品衛生法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、食品衛生検査施設の設備等の基準を定めるとともに、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されたことに伴い、生食用食肉を取り扱う飲食店営業等の施設の基準を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県政策創造関係手数料条例の制定について

徳島県政策創造関係手数料条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県政策創造関係手数料条例

(趣旨)

第一条 県が行う政策創造関係の事務に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 別表の上欄に掲げる事務について、同表の下欄に掲げる金額の手数料を徴収する。

(手数料の納付の時期)

第三条 手数料は、知事が別に定めるもののほか、写しの交付を受ける際、納付しなければならない。

(手数料の減免)

第四条 手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

(手数料の還付)

第五条 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

事 務	金 額
-----	-----

- 一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付
- 一 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書等（同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。）の写しの交付

用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円）

用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円）

提案理由

組織の再編により政策創造部が設置されたことに伴い、政策創造関係の事務に係る手数料について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正について

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県企画総務関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県経営戦略関係手数料条例

第一条中「企画総務関係」を「経営戦略関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、徳島県企画総務関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「防疫業務」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 人事委員会規則で定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務

第六条第一項第十六号中「とさつ」を「と殺」に改め、同条第二項第一号中「前項第一号」の下に「から第四号まで及び第五号」を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 前項第四号の二に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。） 業務に従事した日一日につき三百八十円

四の三 前項第四号の二に掲げる業務のうち特に危険であると人事委員会が認める業務 業務に従事した日一日につき七百六十円

附則第二項第一号中「、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、同項第二号中「、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行う」を「居住制限区域に設定する」に改め、同項第三号を削る。

附則第三項第一号中「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、二万円）」を「六千六百円」に改め、同項第二号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同項第三号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同項第四号中「千円」を「六百六十円」に改め、同項第五号を削る。

附則第六項を附則第八項とする。

附則第五項中「、第三号又は第五号の」を「若しくは第三号又は附則第五項第一号若しくは第三号に掲げる」に改め、「額は、」の下に「附則第三項及び」を

加え、同項を附則第七項とする。

附則第四項中「おいて、」の下に「附則第三項各号及び」を加え、「のうち手当」を「に係る手当の額が同額のとくにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なる場合にあつては当該手当」に、「に係る手当」を「(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当)」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

- 4 附則第二項に定めるもののほか、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、危険現場作業手当を支給する。
 - 一 原子力災害対策本部長指示により原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第百二十三号）第六十二条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行つた作業（附則第二項各号に掲げるもの及び原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行つたものを除く。）
 - 二 原子力災害対策本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行つたこととされた区域において行つた作業（附則第二項各号及び前号に掲げるもの並びに原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行つたものを除く。）
- 5 前項の規定により支給する危険現場作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行つたもの 六千六百円
 - 二 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行つたもの 千三百三十円
 - 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行つたもの 五千円
 - 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行つたもの 千円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項から第七項までの規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行つた作業であつて、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第五項第一号に掲げる作業に該当することとなるものを行つた場合を除く。）及び改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第二号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号若しくは第三号又は附則第五項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるものを行つた場合を除く。）を行つた場合についても適用する。

提案理由

国及び他の都道府県との均衡を考慮し、危険業務手当の支給対象となる業務を追加するとともに、東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項第三号中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

財団法人日本ゴルフ協会が公益財団法人へ移行したことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中百九十一の二の項及び百九十二の項を削り、百九十三の項を百九十二の項とし、百九十四の項を百九十三の項とし、百九十五の項を百九十四の項とし、同表の備考第二号中「当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、徳島県県民環境関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発給された改正前の第二条第二項第二号に定める書面は、改正後の第二条第二項第一号に定める書面とみなす。

提案理由

外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴い、特定非営利活動法人の設立の認証の申請書の添付書類について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十一の八の項から八十一の十の項までの規定中「又は第十五条」を削り、同表の八十三の二の項及び八十三の三の項中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同表中九十二の項から百六十の項までを削り、九十一の四の項を九十四の項とし、九十一の三の項を九十三の項とし、九十一の二の項を九十二の項とし、同表の備考第三号及び第四号を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

事 務	納 付 を 受 け る 者
別表第一の九十一の項の事務	児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

薬事法の一部改正による経過措置の一部が終了したことに伴い、当該経過措置に基づく事務に係る手数料を廃止するとともに、組織の再編に伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の制定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に伴い、地方独立行政法人法第十一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十二の二の項及び三十二の三の項中「附則第二条から第四条まで及び第六条」を「附則第六条」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

薬事法の一部改正による医薬品の一般販売業の廃止等に係る経過措置が終了したこと等に伴い、当該経過措置に基づく事務に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号に次のように加える。

ハ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業（イからホまでに掲げる作業を除く。）

第三条第二項第四号中「及びホ」を「からへまで」に改める。

附則第二項第一号中「、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、同項第二号中「、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行う」を「居住制限区域に設定する」に改め、同項第三号を削る。

附則第三項第一号中「一万円（心身に著しい負担を与えると本部長が認める作業に従事した場合にあつては、一万円）」を「六千六百円」に改め、同項第二号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同項第三号中「五百円」を「三千三百円」に改め、同項第四号中「千円」を「六百六十円」に改め、同項第五号を削る。

附則第五項を附則第七項とする。

附則第四項中「おいて、」の下に「附則第三項各号及び」を加え、「のうち手当」を「に係る手当の額が同額のとこにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当」に、「に係る手当」を「（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 附則第二項に定めるもののほか、警察職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害警備等手当を支給する。

- 一 原子力災害対策本部長指示により原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第百二十二号）第六十二条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（附則第二項各号に掲げるもの及び原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）
 - 二 原子力災害対策本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第二項各号及び前号に掲げるもの並びに原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）
- 5 前項の規定により支給する災害警備等手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 六千六百円
 - 二 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円
 - 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千円
 - 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項から第六項までの規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日の前日までの間において、警察職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第五項第一号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第二号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号若しくは第三号又は附則第五項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

提案理由

他の都道府県との均衡等を考慮し、犯罪捜査作業手当の支給対象となる作業に警察職員が暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業を追加するとともに、東日本大震災に対処するための災害警備等手当の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 15 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について

平成23年12月14日議決を経た徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 24 年 6 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 561,750,000円」を「5 契約金額 533,552,250円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 24 年 6 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事のうち建築工事
2	工 事 箇 所	徳島市南二軒屋町
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成26年1月31日まで
4	契 約 金 額	1,260,000,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	島谷建設・北島組・北島建設・徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事建築共同企業体
	代表構成員	徳島市富田橋7丁目17番地 株式会社 島谷建設 代表取締役 島谷速敏
	構 成 員	徳島県徳島市助任橋二丁目33番地1 株式会社 北島組 代表取締役 佐藤敏行
	構 成 員	徳島市中洲町1丁目14番地 株式会社 北島建設 代表取締役 北島誠祐

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

財産の取得について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立の用に供するため、次の土地等を取得する。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | |
|-----|---|---|-----------------------------------|
| 1 | 土 | 地 | |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番ほか10筆 |
| (2) | 取 | 得 | 予 定 面 積 28,069.38平方メートル |
| 2 | 建 | 物 | 等 |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地ほか9筆 |
| (2) | 取 | 得 | 予 定 面 積 40,213.15平方メートル |
| (3) | 取 | 得 | 予 定 物 品 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に係る物品一式 |
| 3 | 取 | 得 | 予 定 価 格 1,369,250,000円 |
| 4 | 取 | 得 | の 相 手 方 千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2 |
| | | | 独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構 |
| | | | 理 事 長 尾 身 茂 |

提案理由

財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条及び別表中「大阪市及び堺市」を「京都市，大阪市，堺市及び神戸市」に改める。

附 則

この規約は，総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により，関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり，同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 19 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の制定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の定款を次のように定める。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 組織及び業務

第 1 節 役員及び職員（第 7 条—第 11 条）

第 2 節 理事会（第 12 条—第 15 条）

第 3 節 業務の範囲及び執行（第 16 条—第 18 条）

第 3 章 資本金、出資及び資産（第 19 条・第 20 条）

第 4 章 委任（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、近隣の医療機関等と連携を図り、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に関する教育及び研修その他の業務を行うことにより、徳島県民の医療の確保と医療水準の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、徳島県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を徳島県鳴門市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、徳島県報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により徳島県報に掲載して公告することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は徳島県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事長を除く構成員の3分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 法第27条第1項に規定する年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3節 業務の範囲及び執行

(施設の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
徳島県鳴門病院	鳴門市

2 法人が設置し、運営する看護師養成所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
徳島県鳴門病院附属看護専門学校	鳴門市

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (7) 介護保険に関する業務を行うこと。
- (8) 看護師養成所の運営を行うこと。

(9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第22条第1項に規定する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第6条第3項の規定により徳島県が出資する。

2 法人に出資される財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとし、その価額は、徳島県が評価した価額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法第92条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、徳島県に帰属する。

第4章 委任

第21条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第19条関係）

1 土 地

所 在	地 番	地 目	地 積
鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番	宅地	15,688 ^{m²} :27
鳴門市撫養町黒崎字小谷	20番2	宅地	984:88
鳴門市撫養町黒崎字小谷	25番1	宅地	5,174:88
鳴門市撫養町斎田字見白	36番1	宅地	557:19
鳴門市撫養町斎田字見白	36番2	宅地	238:38

鳴門市撫養町斎田字見白	42番 1	宅地	855 95
鳴門市撫養町斎田字見白	41番 1	宅地	892 15
鳴門市撫養町斎田字見白	42番 2	宅地	64 29
鳴門市撫養町斎田字見白	43番	宅地	1,851 38
鳴門市撫養町黒崎字小谷	10番 1	宅地	1,537 22
鳴門市撫養町黒崎字小谷	1 番 4	宅地	224 79

2 建 物

種 類	所 在	地 番	延 べ 床 面 積
病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番地, 20番地 2, 25番地 1, 32番地先	31,282 ^{m²} 76
臨床検査センター	鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番地, 20番地 2, 25番地 1, 32番地先	2,084 56
プロパン庫・ポンプ庫	鳴門市撫養町黒崎字小谷	32番地, 20番地 2, 25番地 1, 32番地先	64 00
校舎	鳴門市撫養町斎田字見白	42番地 1, 41番地 1, 42番地 2, 43番地	2,177 88
寄宿舍	鳴門市撫養町斎田字見白	42番地 1, 41番地 1, 42番地 2, 43番地	2,116 80
寄宿舍	鳴門市撫養町斎田字見白	42番地 1, 41番地 1, 42番地 2, 43番地	836 49
体育館	鳴門市撫養町黒崎字小谷	10番地 1	1,147 15
倉庫	鳴門市撫養町黒崎字小谷	1 番地 4	270 03

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院を設立するため、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の定款を定めるに当たり、地方独立行政法人法第7条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

訴えの提起について

土地明渡等請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地明渡等請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西121番地2地先の建物及び工作物を撤去して土地を明け渡せ。 (2) 訴状送達の日から前項の明渡し済みまで1月当たり6,790円の金員を支払え。 (3) 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西121番地2の家屋番号121番2の3の建物を撤去せよ。 (4) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

平成23年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成23年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県継続費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	継続費額 の 総額	平成23年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 計 上 算 額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道橋りょう費	園 瀬 橋 上部工架設事業	円 550,000,000	円 250,000,000	円 円	円 250,000,000	円 100,000,000	円 150,000,000	円 150,000,000	円 7,500,000	円 82,500,000	円 60,000,000	円 円

報告第2号

平成23年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により，平成23年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	円 186,268,000	円 4,864,650	円	円	円	円	円 4,864,650
		本庁庁舎等管理費	442,644,000	20,991,000			15,000,000		5,991,000
		合同庁舎等整備事業費	64,714,000	39,529,000			34,000,000		5,529,000
	6 防災費	防災対策指導費	1,053,298,000	91,641,475					91,641,475
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備事業費	325,114,000	64,547,000	(繰入金) 64,547,000				
	2 児童福祉費	特別保育対策費	660,421,000	10,993,000	(繰入金) 10,993,000				
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症予防費	838,047,000	3,997,000		3,997,000			

		精神障害者医療給付費	461,662,000	41,172,000		41,172,000			
	2 環境衛生費	食肉衛生検査所運営費	98,925,000	23,200,000	(繰入金) 10,000,000				13,200,000
		自然公園等施設整備事業費	7,600,000	580,000		261,000			319,000
		廃棄物処理施設管理指導費	74,150,000	2,757,000					2,757,000
	3 保健所費	保健所施設等整備事業費	8,100,000	3,500,000			3,000,000		500,000
	4 医薬費	医療衛生費	6,549,249,000	361,719,000	(繰入金) 361,719,000				
		救急医療対策費	253,207,000	55,918,000	(繰入金) 55,918,000				
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産総合技術支援センター 企画調整費	361,578,000	22,000,000		11,000,000	11,000,000		
	4 農地費	県営かんがい排水事業費	164,437,000	99,000,000	(分,負) 14,000,000	49,000,000	26,000,000	(分,負) 10,000,000	
		団体営土地改良事業費	267,850,000	160,815,000		160,815,000			
		県単独土地改良事業費	27,081,000	7,900,000	(繰入金) 6,000,000				1,900,000
		基幹農道整備事業費	339,877,000	127,318,000	(分,負) 10,874,000	63,222,000	49,000,000		4,222,000
		広域営農団地農道整備事業費	410,933,000	129,686,000	(分,負) 12,840,000	75,306,000	36,000,000		5,540,000
		県営農道整備事業費	29,937,000	5,669,000	(分,負) 1,400,000	2,800,000	1,000,000		469,000
		中山間地域農村活性化総合整備 事業費	468,342,000	198,375,000	(分,負) 24,754,000	107,261,000	25,000,000	(分,負) 4,500,000	36,860,000
		経営体育成基盤整備事業費	748,598,000	378,486,000	(分,負) 80,935,000	184,300,000	107,000,000	(分,負) 2,000,000	4,251,000

		農業水利施設保全対策事業費	90,460,000	51,302,000	(諸収入) 12,550,000	25,100,000	13,000,000		652,000
		基盤整備促進事業費	145,908,000	22,560,000		21,496,000			1,064,000
		耕地地すべり防止事業費	205,672,000	98,780,000		48,700,000	49,000,000		1,080,000
		湛水防除事業費	407,556,000	312,220,000		151,000,000	113,000,000	(分,負) 45,300,000	2,920,000
		県営老朽ため池等整備事業費	170,846,000	101,092,000	(分,負) 20,184,000	52,065,000	26,000,000		2,843,000
		地盤沈下対策事業費	141,435,000	53,530,000	(分,負) 3,180,000	27,150,000	22,000,000		1,200,000
		国営付帯県営農地防災事業費	312,121,000	180,818,000	(分,負) 26,539,000	88,465,000	63,000,000		2,814,000
		海岸環境整備事業費	29,076,000	11,064,000	(分,負) 1,826,000	3,652,000	5,000,000		586,000
		農地保有合理化促進費	9,196,000	3,000,000		3,000,000			
	5 林 業 費	森林整備加速化・林業飛躍事業費	7,141,363,000	304,485,950	(繰入金) 304,485,950				
		木材需要拡大奨励費	634,016,000	596,223,000	(繰入金) 21,580,000	574,426,000			217,000
		林業力倍增緊急基盤整備促進事業費	149,435,000	8,003,000		6,002,000			2,001,000
		森林環境保全整備事業費	821,180,000	568,578,650	(繰入金) 107,449,466	419,690,800	39,000,000		2,438,384
		森林基盤整備事業費	1,991,476,000	794,942,215	(分,負) 21,772,574 (繰入金) 78,463,841	568,726,000	123,000,000	(分,負) 1,219,800	1,760,000
		治山事業費	1,718,668,000	577,568,000		283,568,000	275,000,000		19,000,000
		林野地すべり防止事業費	404,780,000	113,292,000		55,792,000	53,000,000		4,500,000

		災害関連緊急治山事業費	420,708,000	229,900,000		152,400,000	75,000,000		2,500,000
		災害関連緊急地すべり防止事業費	187,062,000	109,216,000		72,216,000	37,000,000		
		県単独治山事業費	64,400,000	18,380,000			18,000,000		380,000
	6 水産業費	浅海内水面増殖対策費	45,477,000	20,629,636		20,629,636			
		県管理漁港維持補修費	67,855,000	50,692,903					50,692,903
		地域水産物供給基盤整備事業費	246,200,000	191,305,750	(分,負) 26,438,825	94,424,375	70,000,000		442,550
		広域漁港整備事業費	783,600,000	677,459,750	(分,負) 58,277,413	388,440,375	220,000,000		10,741,962
		水産物供給基盤機能保全事業費	64,920,000	47,587,350	(分,負) 5,195,869	26,116,675	14,000,000		2,274,806
		水域環境保全創造事業費	41,772,000	13,958,400		6,739,200	7,000,000		219,200
		漁港海岸保全施設整備事業費	153,492,000	97,977,850		47,651,925	48,000,000		2,325,925
		県単独漁港漁場整備事業費	36,231,000	18,094,870	(分,負) 3,618,974 (繰入金) 6,000,000				8,475,896
		水産基盤整備調査事業費	5,430,000	800,000					800,000
8 土木費	1 土木管理費	建築基準法等施行費	42,541,000	534,000		150,000			384,000
	2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	7,819,000	1,500,000		1,500,000			
		道路維持修繕費	1,609,376,000	570,142,000					570,142,000

		道路局部改良事業費	977,000,000	431,701,000	(反則金) 60,000,000 (分,負) 51,604,635 (繰入金) 285,000,000		22,000,000	(分,負) 8,007,848	5,088,517
		路側整備事業費	401,000,000	106,042,000	(繰入金) 68,000,000		3,000,000		35,042,000
		道路改築事業費	1,822,120,000	509,533,000		273,423,381	229,000,000		7,109,619
		緊急地方道路整備事業費	9,315,181,000	5,124,023,000		3,073,600,619	1,861,000,000		189,422,381
		交通安全対策事業費	434,128,000	27,057,000	(繰入金) 7,000,000				20,057,000
		橋りょう修繕費	467,000,000	285,753,000			240,000,000		45,753,000
	3 河川海岸費	堰堤管理費	103,234,000	883,050	(繰入金) 779,405			(諸収入) 103,645	
		河川海岸維持修繕費	340,000,000	140,177,400					140,177,400
		河川特殊改良事業費	293,600,000	152,283,000	(繰入金) 40,000,000		11,000,000		101,283,000
		広域河川改修事業費	875,000,000	347,643,000		169,136,000	161,000,000		17,507,000
		総合流域防災事業費	1,326,541,000	742,979,091	(諸収入) 540,091	353,620,000	312,000,000		76,819,000
		紀伊水道高潮対策事業費	74,000,000	11,867,000		5,514,000	6,000,000		353,000
		堰堤改良事業費	179,620,000	165,620,000	(繰入金) 31,136,000	51,657,000	71,000,000	(諸収入) 4,140,000	7,687,000
		河川管理施設長寿命化事業費	190,000,000	97,007,000		47,454,000	45,000,000		4,553,000
		地震・高潮対策河川事業費	236,500,000	223,351,000		110,351,000	113,000,000		
		通常砂防事業費	729,000,000	426,707,000		209,364,000	202,000,000		15,343,000

		地すべり対策事業費	794,000,000	239,927,000		116,964,000	114,000,000		8,963,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	594,000,000	281,515,000	(分,負) 15,793,000	125,561,000	110,000,000		30,161,000
		県単独砂防事業費	105,600,000	66,219,000	(分,負) 7,983,941		57,000,000	(分,負) 375,900	859,159
		砂防維持修繕費	17,100,000	8,092,000					8,092,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	52,000,000	35,399,000			34,000,000		1,399,000
		災害関連緊急地すべり対策事業費	216,000,000	197,776,000	(分,負) 32,637,000	97,909,000	62,000,000		5,230,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	71,164,000					71,164,000
		海岸侵食対策事業費	190,000,000	108,645,000		52,923,000	51,000,000		4,722,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	74,000,000	49,907,000		24,394,000	23,000,000		2,513,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	239,300,000	97,000,000					97,000,000
		県単独港湾整備事業費	281,300,000	163,000,000	(繰入金) 85,000,000		35,000,000		43,000,000
		港湾改修事業費	207,603,000	123,600,000		60,478,000	33,000,000	(分,負) 14,466,158	15,655,842
		港湾海岸保全施設整備事業費	181,250,000	74,000,000		35,249,000	36,000,000		2,751,000
		港湾環境整備事業費	116,750,000	91,000,000		36,758,000	40,000,000	(分,負) 2,069,813	12,172,187
		港湾補修事業費	254,911,000	59,000,000		18,746,000	37,000,000		3,254,000
	5 都 市 計 画 費	都市計画事業指導監督事務費	9,397,000	1,750,000		1,750,000			

		街路事業費	1,338,217,000	368,314,000		183,807,000	133,000,000	(分,負) 36,731,324	14,775,676	
		鉄道高架事業費	29,840,000	19,100,000		9,215,000	5,000,000	(分,負) 4,607,500	277,500	
		緊急地方道路整備事業費	2,056,560,000	546,682,000	(分,負) 5,069,590	410,764,000	68,000,000	(分,負) 47,712,811	15,135,599	
		公園整備事業費	217,424,000	165,446,900		66,396,000	87,000,000		12,050,900	
	6 住宅費	県営住宅建設事業費	335,101,000	188,602,000		76,342,000	80,000,000		32,260,000	
9 警察費	1 警察管理費	管理運営費	1,688,803,000	175,865,875	(繰入金) 85,000,000				90,865,875	
		警察署整備事業費	236,583,000	70,425,130			36,000,000		34,425,130	
	2 警察活動費	交通安全施設整備事業費	834,716,000	98,593,050	(繰入金) 9,000,000				89,593,050	
10 教育費	4 高等学校費	高校施設整備事業費	1,143,427,000	409,440,000	(繰入金) 5,000,000	964,000	313,000,000		90,476,000	
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	1,051,755,000	311,776,000	(繰入金) 49,000,000	56,106,000	73,000,000		133,670,000	
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生災害林道復旧事業費	951,580,000	423,634,000		422,402,000			1,232,000	
		2 土木施設 災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	108,074,000	66,558,000		44,307,000	22,000,000		251,000
			現年発生漁港施設災害復旧事業費	183,790,000	150,399,000		96,718,000	53,000,000		681,000
			現年発生河川等施設災害復旧事業費	3,634,900,000	2,572,500,000		1,591,111,000	979,000,000		2,389,000
			現年発生港湾施設災害復旧事業費	487,621,000	464,000,000		305,337,000	157,000,000		1,663,000
			市町村災害復旧事業監督事務費	19,500,000	3,700,000		3,700,000			

2 特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
1	公用地公共用地 取得事業費	公用地公共用地取得事業費	円 1,130,000,000	円 18,977,000	(繰入金) 円 18,977,000	円	円	円	円
1	港湾等 整備事業費	3 空港周辺 整備事業費	63,025,000	19,000,000			19,000,000		

報告第3号

平成23年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成23年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国支出金	地方債		
8 土木費	3 河川海岸費	総合流域防災事業費	円 21,603,500	円 21,603,500	円 21,603,500	円 21,603,500	円 10,603,500	円 11,000,000	円	契約済地上物件の移転未完了のため。		

報告第4号

平成23年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成23年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成23年度継続費 予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次 繰越額に係る 繰越額を要する たな卸資産の 購入限度額	
				予 計 上 額	前 年 度 繰 越 額	計				企業債	補助金	損益勘定 留保資金		
1	資本的 支出	1 建設 改良費	中央病院 推進業	円 13,971, 000,000	円 10,976, 463,000	円 10,038,000	円 10,986, 501,000	円 8,497,641, 790	円 2,488,859, 210	円 2,488,859, 210	円 2,398,000, 000	円 89,943,000	円 916,210	円

報告第5号

平成23年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成23年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	補助金	損益勘定 留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	中央病院 改築推進事業	674,823,000	262,530,860	405,537,040	349,000,000	55,918,000	619,040	6,755,100		災害の発生により資材の調達が困難になったため。	
		三好病院高層棟 改築等事業	34,484,000	30,220,000	3,859,500			3,859,500	404,500		関係機関との協議等に日時を要したため。	
		総合メディカル トレーニング センター整備事業	20,000,000		20,000,000		20,000,000					関係機関との協議等に日時を要したため。
		医療器械等 整備事業	1,344,774,000	965,077,663	355,747,875	355,000,000		747,875	23,948,462		災害の発生により計画の変更を余儀なくされたため。	

報告第6号

平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成23年度継続費額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る 繰越た資産の 限度額
				予 算 計 上 額	前 年 繰 越 額	度 次 額				計	営業収益	損益 勘定 留保	
1	事業用 費用	日野谷 発電機 屋外替 取器業	円 41,655,000	円 1,643,000	円	円 1,643,000	円 671,595	円 971,405	円 971,405	円 971,405	円	円	円
1	資本的 支出	日野谷 発電機 屋外替 取器業	円 718,007,000	円 146,285,000		円 146,285,000	円 58,110,405	円 88,174,595	円 88,174,595		円 88,174,595		

報告第7号

平成23年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成23年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	不用額		
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 576,343,000	円 284,379,948	円 258,913,000	円 258,913,000	円 33,050,052	円	設計に関する協議 が難航したため。

報告第8号

平成23年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成23年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成23年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要する購入限額	説明
						その他収入	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 392,322,000	円 331,190,978	円 36,018,150	円	円 36,018,150	円 25,112,872	円	計画に関する協議が難航したため。
		阿南工業用水道改良工事	円 36,248,000	円 26,277,421	円 5,684,786	円 36,750	円 5,648,036	円 4,285,793		設計に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要する額	説明
						営業収益	購入した繰越額			
1 事業費用	1 営業費用	阿南工業用水道 3号電動制水弁 取替工事	円 259,000	円	円 229,864	円 229,864	円 29,136	円	設計に関する協議が難航したため。	

報告第9号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処年月日
徳島市在住 1名	82,425 ^円	平成24年1月6日	徳島市地内	平成24年6月4日
徳島市在住 1名 同 所在 1法人	244,390	平成24年1月10日	徳島市地内	平成24年6月4日
三好市所在 1法人	678,000	平成24年1月19日	阿波市地内	平成24年6月4日
小松島市在住 1名	100,222	平成24年2月27日	徳島市地内	平成24年6月4日
美馬市在住 1名	7,297	平成24年3月1日	美馬市地内	平成24年6月4日
阿南市在住 1名	81,606	平成24年2月11日	阿南市地内	平成24年6月5日
板野郡北島町在住 1名	432,000	平成24年3月22日	美馬市地内	平成24年6月5日

板野郡藍住町所在 1法人	405,000	平成24年4月3日	徳島市地内	平成24年6月5日
徳島市所在 1法人	41,297	平成24年4月20日	徳島市地内	平成24年6月5日

報告第10号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
香川県三豊市在住 1名	円 1,106,000	平成23年12月4日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成24年4月26日
香川県丸亀市在住 1名	125,140	平成23年12月4日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成24年4月26日
香川県三豊市在住 1名	112,980	平成23年12月4日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成24年4月26日
名西郡石井町在住 1名	169,000	平成23年12月17日	名西郡石井町地内 (県道石井引田線)	平成24年4月26日
那賀郡那賀町所在 1法人	24,000	平成23年12月20日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	平成24年4月26日
徳島市在住 1名	42,232	平成23年12月24日	徳島市地内 (県道徳島引田線)	平成24年4月26日
徳島市在住 1名	73,000	平成23年12月30日	鳴門市地内 (県道鳴門公園線)	平成24年4月26日

鳴門市在住 1名	150,000	平成24年1月4日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成24年4月26日
那賀郡那賀町在住 1名	83,000	平成23年11月21日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成24年6月1日
高知県高知市在住 1名	443,000	平成24年2月21日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成24年6月1日
那賀郡那賀町在住 1名	129,000	平成24年3月4日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成24年6月1日
徳島市在住 1名	112,000	平成24年3月5日	阿南市地内 (県道阿南小松島線)	平成24年6月1日
海部郡美波町在住 1名	79,000	平成24年4月3日	那賀郡那賀町地内 (県道古屋日浦線)	平成24年6月1日
鳴門市在住 1名	211,000	平成24年4月3日	鳴門市地内 (県道津慈広島線)	平成24年6月1日
板野郡藍住町在住 1名	32,000	平成24年4月3日	鳴門市地内 (県道津慈広島線)	平成24年6月1日

報告第11号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
東京都品川区所在 1法人	円 172,690	平成24年4月11日	東京都品川区地内	平成24年6月5日

補 正 予 算 説 明 書

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	66,500,000	—	66,500,000	—
02 地方消費税清算金	14,660,000	—	14,660,000	—
03 地方譲与税	8,156,000	—	8,156,000	—
04 地方特例交付金	126,000	—	126,000	—
05 地方交付税	145,000,000	—	145,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	310,000	—	310,000	—
07 分担金及び負担金	1,062,269	—	1,062,269	—
08 使用料及び手数料	4,003,908	—	4,003,908	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	51,797,394	907,250	52,704,644	93
10 財産収入	1,009,413	—	1,009,413	—
11 寄附金	3,164	—	3,164	—
12 繰入金	83,664,411	1,549,606	85,214,017	95
13 繰越金	1,136,000	68,000	1,204,000	97
14 諸収入	14,334,441	5,000	14,339,441	99
15 県債	65,732,000	—	65,732,000	—
歳入合計	457,495,000	2,529,856	460,024,856	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1,008,447	—	1,008,447				—	
02 総 務 費	22,838,523	53,000	22,891,523	6,000		47,000	101	
03 民 生 費	56,148,574	1,032,606	57,181,180			1,032,606	103	
04 衛 生 費	21,338,932	1,373,000	22,711,932	900,000		405,000	68,000 107	
05 労 働 費	6,125,991	70,000	6,195,991			70,000	109	
06 農 林 水 産 業 費	30,034,037	—	30,034,037				—	
07 商 工 費	58,761,233	—	58,761,233				—	
08 土 木 費	39,173,796	—	39,173,796				—	
09 警 察 費	20,759,325	—	20,759,325				—	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	84,709,077	1,250	84,710,327	1,250				111
11 災害復旧費	9,857,944	—	9,857,944					—
12 公債費	89,626,123	—	89,626,123					—
13 諸支出金	16,962,998	—	16,962,998					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 68,000	△68,000	—
歳出合計	457,495,000	2,529,856	460,024,856	907,250		1,622,606	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費国庫補助金	40,554	6,000	46,554	02 総務管理費 国庫補助金	6,000	地方消費者行政活性化交付金（定額） 6,000
03 衛生費国庫補助金	1,018,231	900,000	1,918,231	02 環境衛生費 国庫補助金	900,000	地域環境保全対策事業費（10/10） 900,000
計	22,301,887	906,000	23,207,887			

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
08 教 育 費 委 託 金	74,898	1,250	76,148	02 保 健 体 育 費 委 託 金	1,250	栄養教諭を中核とした食育推進費 1,250
計	1,023,969	1,250	1,025,219			

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 消費者行政活性化基金繰入金	93,327	5,000	98,327	01 消費者行政活性化基金繰入金	5,000	
05 新しい公共支援基金繰入金	70,000	42,000	112,000	01 新しい公共支援基金繰入金	42,000	
07 環境創造基金繰入金	350,796	400,000	750,796	01 環境創造基金繰入金	400,000	
08 地域自殺対策緊急強化基金繰入金	57,809	7,000	64,809	01 地域自殺対策緊急強化基金繰入金	7,000	
09 安心子ども基金繰入金	531,490	496,400	1,027,890	01 安心子ども基金繰入金	496,400	
10 障害者自立支援対策臨時特例基金繰入金	236,836	162,500	399,336	01 障害者自立支援対策臨時特例基金繰入金	162,500	
17 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	65,721	271,209	336,930	01 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	271,209	
18 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	266,939	95,497	362,436	01 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	95,497	
22 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	1,953,560	70,000	2,023,560	01 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	70,000	
計	26,680,347	1,549,606	28,229,953			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	1,136,000	68,000	1,204,000	01 繰越金	68,000	
計	1,136,000	68,000	1,204,000			

(款) 14 諸 収 入

(項) 04 貸付金元利収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 衛生貸付金元利収入	1,144,414	5,000	1,149,414	01 自然エネルギー 立県とくしま 推進資金 貸付金元利収入	5,000	元金 5,000
計	3,886,028	5,000	3,891,028			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
13 消費者 行政推進費	118,387	11,000	129,387	6,000		繰入金 5,000		19 負担金、補助 及び交付金	5,000	1 消費者行政推進費 11,000 食品安心推進費補助金 5,000 消費者行政活性化基金積立金 6,000
								25 積 立 金	6,000	
計	11,944,279	11,000	11,955,279	6,000		5,000				

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 計画調査費	330,046	42,000	372,046			繰入金 42,000		07 賃 金	2,128	1 県民活動推進費 新しい公共担い手創出費補助金 事務費	42,000
								08 報 償 費	1,326		6,680
								09 旅 費	1,116		35,320
								11 需 用 費	1,086		
								12 役 務 費	655		
								13 委 託 料	28,609		
								14 使用料及び 賃借料	400		
								19 負担金、補助 及び交付金	6,680		
計	4,433,209	42,000	4,475,209			42,000					

(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 社会福祉費 総務費	2,346,910	47,000	2,393,910			繰入金 47,000		08 報 償 費	1,550	1 社会福祉振興対策費 47,000 福祉・介護人材確保対策費補助金 29,043 事務費 17,957
								09 旅 費	150	
								11 需 用 費	1,890	
								12 役 務 費	310	
								13 委 託 料	13,957	
								14 使用料及び 賃借料	100	
								19 負担金、補助 及び交付金	29,043	
02 障害者 福祉費	5,316,098	122,500	5,438,598			繰入金 122,500		11 需 用 費	150	1 障害者自立支援臨時特別対策費 122,500 障害者自立支援対策臨時特例補助金 94,500 事務費 28,000
								12 役 務 費	50	
								13 委 託 料	25,900	
								18 備品購入費	1,900	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
								19 負担金、補助 及び交付金	94,500		
03 老人福祉費	25,506,521	193,497	25,700,018			繰入金 193,497		07 賃 金	850	1 要援護老人対策費 98,000	
								11 需 用 費	104	地域支え合い体制づくり事業費補助金 97,000	
								12 役 務 費	46	事務費 1,000	
								19 負担金、補助 及び交付金	192,497	2 介護保険対策費 施設開設準備等特別対策費補助金 95,497	
07 老人福祉 施設費	37,542	173,209	210,751			繰入金 173,209		19 負担金、補助 及び交付金	173,209	1 老人福祉施設整備事業費 介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金 173,209	
計	41,564,111	536,206	42,100,317			536,206					

(項) 02 児童福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 児童福祉費 総務	3,994,081	3,000	3,997,081			繰入金 3,000		13 委託料	3,000	1 児童福祉法等施行事務費 3,000
04 児童福祉費 施設	301,360	493,400	794,760			繰入金 493,400		19 負担金、補助 及び交付金	493,400	1 児童福祉施設整備事業費 保育所整備事業費補助金 493,400
計	8,720,975	496,400	9,217,375			496,400				

(款) 04 衛 生 費

(項) 01 公衆衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 公衆衛生費 総務費	2,030,566	68,000	2,098,566				68,000	19 負担金、補助 及び交付金	68,000	1 子どもはぐくみ医療助成費 子どもはぐくみ医療費補助金 68,000
計	5,940,684	68,000	6,008,684				68,000			

(項) 02 環境衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
03 環境衛生費 指導費	722,119	1,305,000	2,027,119	900,000		繰入金 400,000 諸収入 5,000		08 報 償 費	180	1 一般環境対策費 再生可能エネルギー等導入推進事業費 補助金 緊急低炭素型自家発電設備等設置モデル 事業費補助金 自然エネルギー立県とくしま推進資金 貸付金 環境創造基金積立金 事務費	1,305,000 148,000 100,000 5,000 900,000 152,000	
								09 旅 費	500			
								11 需 用 費	175			
								12 役 務 費	55			
								13 委 託 料	51,000			
								14 使用料及び 賃借料	90			
								15 工事請負費	100,000			
								19 負担金、補助 及び交付金	248,000			
								21 貸 付 金	5,000			
								25 積 立 金	900,000			
計	2,274,577	1,305,000	3,579,577	900,000		405,000						

(款) 05 労働費

(項) 01 労政費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
01 労政総務費	4,653,234	70,000	4,723,234			繰入金 70,000		13 委託料	70,000	1 緊急雇用創出臨時特別対策費 70,000	
計	4,765,309	70,000	4,835,309			70,000					

(款) 10 教 育 費

(項) 07 保 健 体 育 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 保 健 体 育 費 総 務 費	328,337	1,250	329,587	1,250				09 旅 費	20	1 給食管理指導費 1,250
								11 需 用 費	142	
								12 役 務 費	6	
								13 委 託 料	1,082	
計	873,554	1,250	874,804	1,250						

平成24年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）説明書

平成24年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			2,303,929	735,000	3,038,929	
	1 建 設 改 良 費		1,788,990	735,000	2,523,990	
		2 建 設 費		735,000	735,000	

平成24年度徳島県電気事業会計資金計画

区 分	既 決 予 定 額	変 更 予 定 額	補 正 予 定 額
受 入 資 金	13,735,795 ^{千円}	14,565,993 ^{千円}	830,198 ^{千円}
4 未 収 金	220,260	247,965	27,705
8 繰 越 現 金 預 金	10,808,111	11,610,604	802,493
支 払 資 金	4,225,651	5,406,906	1,181,255
1 営 業 費 用	1,731,290	1,732,261	971
5 建 設 改 良 費	1,788,990	2,645,215	856,225
6 未 払 金	107,058	431,117	324,059
差 引	9,510,144	9,159,087	△351,057

平成24年度徳島県電気事業予定貸借対照表

(単位 千円)

(平成 25 年 3 月 31 日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 電 気 事 業 固 定 資 産

イ 水 力 発 電 設 備 26,856,141

減 価 償 却 累 計 額 16,227,405 10,628,736

ロ 業 務 設 備 360,677

減 価 償 却 累 計 額 92,602 268,075

ハ 事 業 外 固 定 資 産 1,232

ニ 建 設 仮 勘 定 178,547

電 気 事 業 固 定 資 産 合 計 11,076,590

(2) 投 資

イ 長 期 貸 付 金 4,492,416

ロ そ の 他 投 資 183投 資 合 計 4,492,599

固 定 資 産 合 計 15,569,189

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 9,159,087

(2) 未 収 金 185,782

(3) 貯 蔵 品 2,661

(4) 保 管 有 価 証 券 200,000

流動資産合計

9,547,530

資産合計

25,116,719

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 退職給与引当金

176,766

ロ 修繕準備引当金

1,467,182

ハ 濁水準備引当金

5,7681,649,716

固定負債合計

1,649,716

4 流動負債

(1) 未払金

21,990

(2) 前受金

1,283

(3) 預り有価証券

200,000

(4) その他流動負債

3,607

流動負債合計

226,880

負債合計

1,876,596

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金

19,006,400

資本金合計

19,006,400

6 剰余金

(1) 資本金剰余金

イ 国 庫 補 助 金	1,240		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	27,387		
ハ その他資本剰余金	<u>1,064</u>		
資本剰余金合計		29,691	
(2) 利益剰余金			
イ 利 益 積 立 金	49,600		
ロ 中小水力発電開発改良積立金	3,479,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>675,432</u>		
利益剰余金合計		<u>4,204,032</u>	
剰余金合計			<u>4,233,723</u>
資 本 合 計			<u>23,240,123</u>
負 債 資 本 合 計			<u>25,116,719</u>

